

第8章 計画の推進体制及び進行管理

計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って環境基本計画の推進を図るものとします。

なお、環境の保全に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国及び他の地方公共団体等と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取組を推進します。

1 計画の推進体制

(1) 北茨城市環境審議会

本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「北茨城市環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、課題や取組方針等についての提言等を行います。

(2) 北茨城市省エネルギー等推進委員会

環境の保全に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の職員で構成される「北茨城市省エネルギー等推進委員会」を設置し、これを中心として関係部署との緊密な連携のもとに本計画に掲げる施策の推進及び総合的な調整を図ります。また、情報発信や計画の進捗状況の点検・評価・見直しを行います。

(3) 市民・滞在者・団体・事業者

本計画を推進するために、市民・事業者等との協働で取組を実施し、環境保全活動へ参加または協力するとともに、環境に関わる情報提供に協力します。

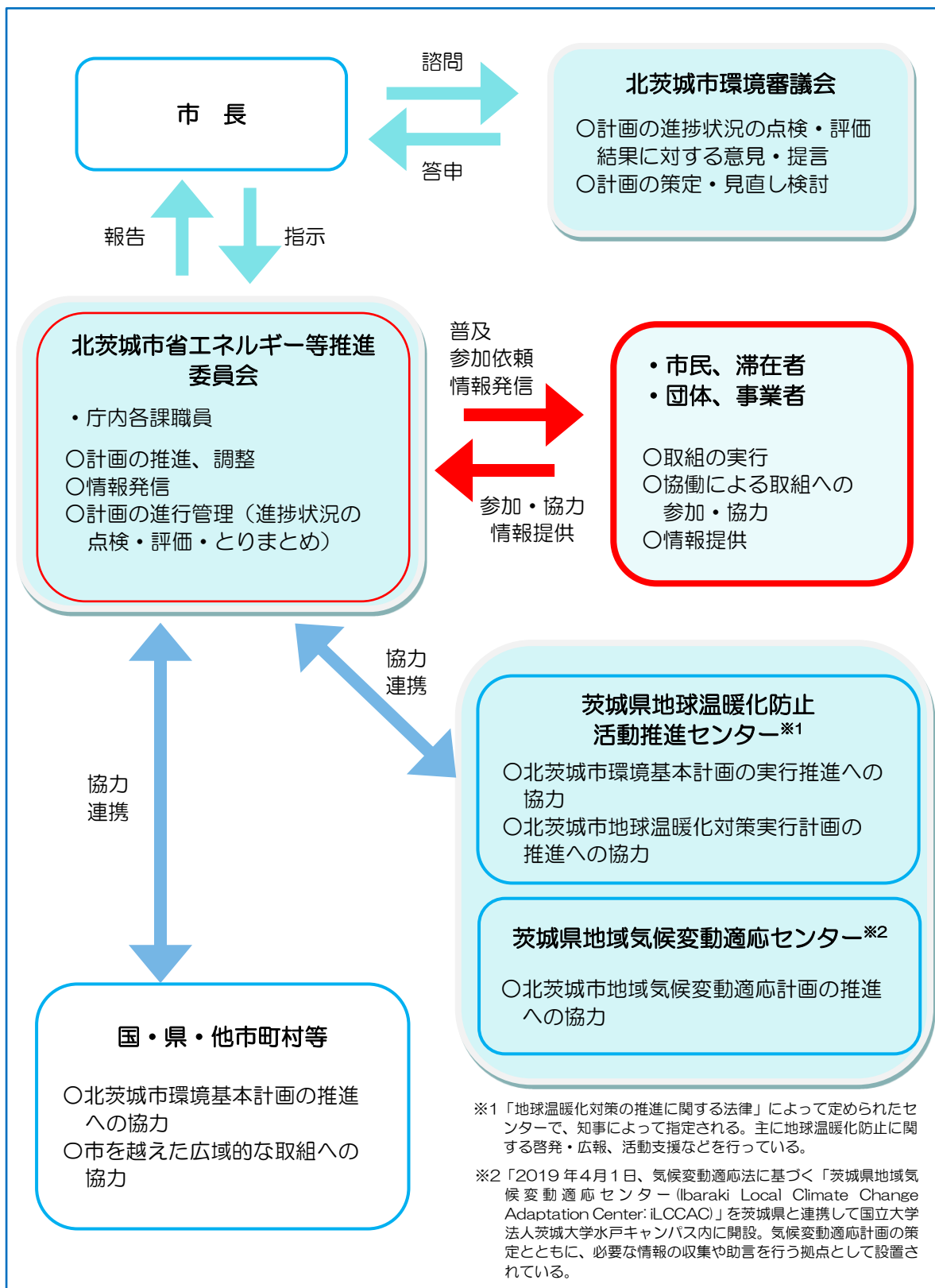
(4) 国・県・他市町村等

本計画を推進する上で、広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県及び他市町村等と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取組を推進します。

(5) 茨城県地球温暖化防止活動推進センター及び茨城県地域気候変動適応センター

本計画を推進する上で、地球環境問題等への対応については、茨城県地球温暖化防止活動推進センターと協力・連携を図り、気候変動等への対応については、茨城県地域気候変動適応センターと協力・連携を図るなど、広域的な視点からの取組を推進します。

◆計画の推進体制概念図



2 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

